

【ご利用料金】

【基本料金】

項 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	個 室	717円	763円	828円	883円	932円
	多床室（二人室・四人室）	793円	843円	908円	961円	1,012円
在宅強化型	個 室	788円	863円	928円	985円	1,040円
	多床室（二人室・四人室）	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円

項 目		金 額	備 考
加 算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円／日	家庭復帰率等の国の定める基準に適合しており、在宅復帰施設としての役割を果たしている場合（基本型基本料金の場合のみ）
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円／日	家庭復帰率等の国の定める基準に適合しており、在宅復帰施設としての役割を果たしている場合（在宅強化型基本料金の場合のみ）
	夜勤職員配置加算	24円／日	夜勤職員について基準を上回る人数を配置している場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、勤続10年以上の職員が占める割合が100分の35以上の場合
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数 ×7.5%	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定割合以上確保でき、処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金の改善等を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
	初期加算（Ⅰ）	60円／日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し介護老人保健施設に入所したものについて1日につき所定単位数加算。初期加算（Ⅱ）を算定している場合は算定不可
	初期加算（Ⅱ）	30円／日	入所した日から起算して30日以内について算定。初期加算（Ⅰ）を算定している場合は算定不可
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円／日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士がその入所日から起算して3月以内の期間に集中してリハビリテーションを行った場合、かつ原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行う場合。その評価結果などの情報を厚生労働省へ提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円／日	（一）リハビリテーションを担当する理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている。（二）リハビリテーションを行うにあたり入所者数が理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。（三）退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し把握した環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。1週間に3回を限度として算定期間は入所後3月以内。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120円／日	（一）リハビリテーションを担当する理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている。（二）リハビリテーションを行うにあたり入所者数が理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。1週間に3回を限度として算定期間は入所後3月以内。
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	53円／月	計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって必要な情報を活用していること。口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。リハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円／月	入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡が発生するリスクが認められた入所者に対し、他職種で褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円／月	入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡が発生するリスクが認められた入所者に対し、他職種で褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合又、評価の結果、発生するリスクがあるとされたが褥瘡の発生がない場合※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

【ご利用料金】

項 目		金 額	備 考
加 算	排せつ支援加算（Ⅰ）	10円／月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 ※（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算定不可
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15円／月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 その結果排泄の状態が改善すると共に悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合※（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算定不可
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20円／月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 その結果排泄の状態が改善すると共に悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合※（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算定不可
	自立支援促進加算	300円／月	医師が自立支援に係る医学的評価を入所時に行い、多職種の者が共同して支援計画に従ったケアを実施していること 又、3月に1回支援計画の見直しを行い、評価結果等を厚生労働省に報告した場合
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円／月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等）を厚生労働省に提出している場合
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円／月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報（ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等）に加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円／月	感染症発生時の協力医療機関と連携体制をとり、かつ診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
	安全対策体制加算	20円／日	安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所初日のみ）
	再入所時栄養連携加算	200円／回	入所者が退所後病院へ入院し、退院後当施設へ再入所する際、前回入所時より栄養管理が大きく異なり、病院の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
	栄養マネジメント強化加算	11円／日	栄養ケア計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施し厚生労働省に栄養状態等の情報を提出した場合
	経口移行加算	28円／月	経管栄養の方に、経口移行計画を作成して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
	経口維持加算（Ⅰ）	400円／月	摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、食事の観察等を行い、経口維持計画を作成して、栄養管理を行った場合
	経口維持加算（Ⅱ）	100円／月	摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、食事の観察等を行い、経口維持計画を作成して、協力歯科医療機関と共に栄養管理を行った場合
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合 又、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
栄 養	療養食加算	6円／回	医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食などの療養食を提供した場合（1回あたり。1日3回を限度）
	認知症ケア加算	76円／日	認知症専門棟（1階療養棟）へ入所した場合
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円／月	認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防および早期対応を目的として、専門的研修を修了した職員を配置し、複数の介護職員によるチームケアを実施し、定期的な評価・カンファレンスを通じて、個別のケア計画の策定・見直しを行い、質の高い認知症ケアの提供した場合。 （認知症日常生活自立度が「Ⅱ以上」の方）
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急で入所した場合（入所日から7日を限度）
	若年性認知症入所者受入加算	120円／日	若年性認知症入所者に対して入所者ごとに個別の担当者を定め、介護保険施設サービスを行った場合

【ご利用料金】

項 目		金 額	備 考
外泊時費用		362円／日	家庭へ外泊をされた場合（1月に6日を限度。基本料金に代えて、居住費と合わせてお支払いいただきます）
		800円／日	家庭へ外泊をされ、施設が在宅サービスを提供した場合（1月に6日を限度。基本料金に代えて、居住費と合わせてお支払いいただきます）
ターミナルケア加算		72円／日	死亡日以前31日以上45日以下
		160円／日	死亡日以前4日以上30日以下
		910円／日	死亡日前日及び前々日
		1,900円／日	死亡日
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）		450円／回	入所前・後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		480円／回	入所前・後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標と、退所後の生活に係る支援計画策定にあたってカンファレンスを行い決定した場合
加 算	退所時栄養情報連携加算	70円／回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定
	試行的退所時指導加算	400円／回	入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円／回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円／回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600円／回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400円／回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	訪問看護指示加算	300円／回	訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合
治 療	緊急時治療管理	518円／日	利用者の容体が急変した場合に所定の対応を行った場合（1月に1回連続する3日を限度）
	特定治療	所定単位数	所定の治療を行った場合
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円／日	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について所定の治療を感染症対策に関する研修を受講した医師が行った場合（1月に1回連続する10日を限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ		140円／回	① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。 ② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること。 ③ 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと。 ④ 入所中に当該入所者の処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。 ⑤ 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

【ご利用料金】

項 目		金 額	備 考
加 算	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）□	70円／回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円／回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること。当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円／回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。
	協力医療機関連携加算	100円／月	ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。 ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。

居住費（1日あたり）

介護保険の 利用者負担段階	従来型個室	多床室
第4段階	1,730円	560円
第3段階②	1,370円	430円
第3段階①	1,370円	430円
第2段階	550円	430円
第1段階	550円	

食費（1日あたり）

介護保険の 利用者負担段階	負担限度額	朝食	昼食	夕食
第4段階	1,730円	350円	710円	670円
第3段階②	1,360円	295円	575円	575円
第3段階①	650円	295円	575円	575円
第2段階	390円	295円	575円	575円
第1段階	300円	295円	575円	575円

【ご利用料金】

【その他の料金】

項 目	日 額	備 考	
日用品費（入浴有）	205円	リンスインシャンプー（10円）、トリートメント（10円）、ボディソープ（10円）、洗顔フォーム（10円）、ボディスキンミルク（10円）、バスタオル（103円）、白タオル（21円）、おしぼり（31円）	
日用品費（入浴無）	155円	バスタオル（103円）、白タオル（21円）、おしぼり（31円）	
嗜好飲料代	150円	コーヒー・カフェオレ・ミルクティー・レモンティー・抹茶オーレ・カルピスウォーター・りんごジュース・オレンジジュース・しょうが湯・あめ湯・梅こぶ茶 等	
電 気 代	60円	電気器具類、それぞれ1点につき	
洗 濯 代	583円	1kg あたり（1月合計の重量）	
	528円	ドライクリーニング（上着・毛布）	
	242円	ドライクリーニング（上記以外のもの）	
教養娯楽費	実 費	クラブ活動の材料等	
理美容代	実 費	－	
文 書 料	6,050円	国市町村・保険会社提出用	
	660円～ 3,850円	その他のもの	
室 料	個 室	1,350円	103. 104. 107. 108
		2,000円	204. 205. 207. 305. 306. 307. 308. 309
	二人室	550円	315
		1,100円	206
		1,650円	208. 209